

公益財団法人 連合総合生活開発研究所

評議員会運営規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人連合総合生活開発研究所（以下「本財団」という。）の定款第28条に基づき、評議員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構成及び出席)

第2条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 理事は、止むを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席するものとする。
- 3 監事は、評議員会に出席し、意見を述べるものとする。
- 4 本財団の職員等は、理事又は監事を補佐するため、議長の許可を受けて評議員会に出席することができる。

第2章 評議員会の種類及び招集

(評議員会の種類及び開催)

第3条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

- 2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するものとし、理事長がこれを招集する。
- 3 臨時評議員会は、年1回は毎事業年度開始前に開催するものとし、その他必要がある場合には、いつでも開催するものとし、理事長がこれを招集する。
- 4 前項にかかわらず、理事長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。
- 5 前項の招集の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
 - (1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする招集の通知が発せられない場合

(招集の手続)

第4条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 評議員会の日時及び場所
 - (2) 評議員会の目的である事項があるときは、その事項
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第5項の規定により評議員が評議員会を招集する場

合には、その評議員は前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

(招集の通知)

- 第5条 評議員会を招集するには、理事長（第3条第5項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあつてはその評議員。次項において同じ。）は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して書面でその通知を発しなければならない。
- 2 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発することができる。

(招集手続の省略)

- 第6条 前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときには、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

第3章 評議員会の議事

(議長)

- 第7条 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選により定める。

(定足数)

- 第8条 評議員会は、定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(評議員会の決議事項)

- 第9条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに定款に定める次の事項を決議する。
- (1) 役員、評議員の選任及び解任
 - (2) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する支給の基準
 - (3) 役員報酬の総額
 - (4) 定款の変更
 - (5) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
 - (6) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (7) 基本財産の処分及び除外
 - (8) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡及び公益目的事業の全部の譲渡
 - (10) その他一般社団・財団法人法並びに定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、当該評議員会に係る招集の通知に記載された事項以外の事項については、決議することはできない。

(決議)

第10条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外
- (4) 祖の他法令で定められた事項

(評議員会の決議の省略)

第11条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該提案について、特別の利害関係を有する評議員を除くものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

第12条 理事が、評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第13条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録が、書面をもって作成されているときは、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名の計3名が、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

3 議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、法令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

4 議事録には次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開催された日時及び場所
- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名

- (4) 評議員会に出席した評議員、理事、監事の氏名
- (5) 評議員会の議長の氏名
- (6) 議事録の作成に係わる職務を行った者の氏名
- (7) その他法令及び施行規則に定められた事項

第4章 補 則

(改廃)

第14条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、2011年6月16日から施行する。